

奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金 Q & A

問1 本事業の支援対象は、奈良県内の農業者に限られますか？

(答)

本事業の支援対象は、奈良県内に住所地がある農業者、または奈良県内に所在地がある法人等です。

取組実施者が奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会へ提出する「肥料価格高騰対策事業の取組計画書の承認申請書」の添付書類である「化学肥料低減計画書」の住所で判断します。

奈良県外の農業者、法人等が含まれる場合は、「参加農業者名簿」の「県費支援上限額」欄を「0円」として、支援予定額を計上してください。

なお、取組実施者（農業者グループ・肥料店など）の住所地・所在地が奈良県外の場合でも、参加農業者に奈良県内の農業者・法人等が含まれていれば、該当者分が支援対象になります。

問2 奈良県外の農地で使用する肥料も支援対象になりますか？

(答)

奈良県内に住所地がある農業者・法人等であれば、奈良県外に所在する農地で使用する肥料についても支援対象になります。

問3 「肥料価格高騰対策事業の取組計画書の承認申請書」には「県費支援上限額」を記載しますが、県費支援額はいつ、どのように決定されるのですか？

(答)

奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金は、県の予算の範囲内で、肥料費上昇分の15%を上限として上乗せ助成するものです。

承認申請書の提出期限後、全取組実施者の申請金額を取りまとめ、県予算の範囲内で均等に配分します。

問4 「肥料価格高騰対策事業の取組計画書の承認申請書」の「県費支援上限額」を算定する際の端数処理はどのように行うのですか？

(答)

農業者ごとの「国庫支援予定額」を国のQ & Aの問5-3(2)により、端数処理して算定してください。

農業者ごとに「県費支援上限額」=「国庫支援予定額」÷0.7×0.15を計算し、小数点以下を切り捨てて、円単位で端数調整してください。